

# 学校等における児童等の安全の確保に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成20年岐阜県条例第11号）第13条第3項の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒及び乳幼児（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 指針の対象

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。

#### (2) 指針の運用

この指針は、関係法令及び関係省庁からの各種通知、通達に照らし、児童等の発達の段階や学校等及び地域の実情に応じて運用するものとする。

#### (3) 指針の見直し

この指針は、社会情勢の変化、防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 安全の確保に当たっての基本原則

学校等で発生する犯罪を防止するため、次の視点から防犯性の向上について検討し、施設等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

#### (1) 監視性の確保

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者（※1）が近づきにくい環境を確保する。

#### (2) 領域性の強化

学校等関係者の防犯意識の向上を図るとともに、学校等の施設を囲障や扉等により、守るべき領域を明確にすることにより、犯罪の起きにくい領域を確保する。

#### (3) 接近の制御

配置計画（※2）、動線計画（※3）等により、犯罪企図者の侵入を制御し、犯行の機会を減少させる。

## 第2 具体的な方策

### 1 学校等における安全推進体制の整備

児童等の安全の確保を第一に、組織的な対応を図るとともに、児童等の保護者、地域住民、その所在地を管轄する警察署長、その他の関係機関・団体等の協力を得て、次のような対策の実施に努める。

- (1) 学校・地域の特性や実情に即した危機管理マニュアルを策定する。
- (2) 学校保健安全委員会の設置や、学校安全ボランティア（※4）等による体制づくりを推進する。
- (3) 定期的に安全体制・設備等の点検を実施する。

### 2 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努める。

- (1) 出入口を限定する。
- (2) 普段使用しない門扉に施錠等の措置を講ずる。
- (3) 関係者以外の立入を禁止する旨の立札、看板等を設置する。
- (4) 門から来訪者用の入口及び受付までの動線を明示する。
- (5) 来訪者に対して受付での名簿への記入及び、来訪者証等の使用を要請する。
- (6) 来訪者への声かけを励行する。
- (7) 来訪者と応接できるスペースを確保する。
- (8) 不審者の侵入防止等を目的とした防犯設備を整備する。
- (9) 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置を検討する。

### 3 施設設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備に努める。

- (1) 校門、フェンス、外灯、校舎等の窓、校舎等の出入口、施錠設備等の点検整備を行う。
- (2) 死角の原因となる障害物等を移動し、又は除去する。
- (3) 避難の妨げとなる障害物等を移動し、又は除去する。
- (4) 防犯ベル、防犯ブザー等の警報装置、校内放送設備等の通報装置、警察等への非常通報装置、防犯カメラ、防犯センサー、テレビインターホン等の監視装置の点検整備を行う。
- (5) さすまた、防犯スプレー等の防犯器具を整備する。

### 4 安全確保についての校内体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者、学校安全ボランティアその他関係機関とも連携し、次のような対策の実施に努める。

- (1) 学校等の内部及び周囲を巡回する。
- (2) 学校等の開門中における安全確保に必要な人員を配置する。
- (3) 教職員及び児童等への防犯用ブザーを貸与する。

### 5 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合又は学校等への不審者侵入時等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及びその所在地を管轄する警察署長、その他の関係機関・団体等の協力を得て、次のような施策について検討し、必要な対策の実施に努める。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員等に対する指導・研修・訓練を実施する。
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校方法を事前に決めておく。
- (3) 学校等の内外における安全確保について、警察署及びその他の関係機関へ協力依頼を行う。
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における教職員等の連携に基づく校内での監視・侵入阻止・排除体制の確立並びに児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立を図る。

- (5) 近隣の学校等や警察署その他関係機関相互間における情報連絡網を整備する。
- (6) 警察署、消防署等の協力を得て、教職員、保護者、学校安全ボランティア等を対象とした安全教室、防犯訓練、応急手当訓練等を実施する。
- (7) 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制を整備する。
- (8) 休日等の緊急連絡体制を整備する。
- (9) 臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制を確立する。

## 6 児童等に対する安全教育の充実

学級活動や総合的な学習の時間における地域安全マップの作成など、児童等が、様々な学習機会を利用して、犯罪被害に遭わないための知識や様々な危険を予測し、回避できる能力を身に付け、日常生活全般において自らの安全確保ができるよう、次のような取組の実施に努める。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための防犯訓練を実施する。
- (2) 地域における危険箇所、子ども110番の家等を明記した地域安全マップを作成する。
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導を行う。
- (4) 被害に遭った場合の対処方法の指導を行う。

## 7 保護者、地域住民、関係団体（PTA、自治会等）及び関係機関との連携

保護者、地域住民、関係団体及び関係機関と連携し、児童等の安全につながるよう、次のような取組の実施に努める。

- (1) 保護者、地域住民及び学校安全ボランティア等による登下校時のパトロール、校外安全指導等の実施、不審者発見時の警察及び学校等への通報、地域住民等による児童等への声かけ運動等の協力依頼を行う。
- (2) 注意喚起文書の配布や掲示等、速やかな周知体制を整備する。
- (3) 「子ども110番の家」との連携の強化及び整備の拡大を図る。
- (4) 警察署及びその他関係機関との緊急時の連絡体制を確立する。
- (5) 保護者、地域住民、関係団体及び関係機関との情報の共有化を図る。

### (※1) 犯罪企図者

犯罪を行おうとする者をいう。

### (※2) 配置計画

門及び建物出入口の位置や開閉・施錠の方法、管理者室・低学年の児童や幼児のための施設等の配置に関する計画をいう。

### (※3) 動線計画

時間帯に留意した児童生徒・教職員・関係業者・来訪者等が移動する方向・頻度等を示す線を動線と言ひ、動線を明確にすることにより、動線以外の場所にいる犯罪企図者や不審者等を見つけやすくする計画をいう。

### (※4) 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携し、児童等の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回等をするボランティア組織をいう。